

福岡県公報

令和6年7月12日
第512号

目次

告示(第427号-第438号)

- 地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日 (税務課) 1
- 自衛官の募集 (行財政支援課) 1
- 救急病院の認定 (医療指導課) 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更の届出 (経営技術支援課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) 6
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示

(警察本部被害者支援・相談課) 8

告示

福岡県告示第427号

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第14条第1項の規定に基づき、災害に伴う県税の期限の延長(令和6年1月福岡県告示第50号の2)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地(法人等にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地)がある者に係るものについては、その納期限等が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県名	地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

福岡県告示第428号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 募集種目
航空学生(海自・空自)
- 受付期間
令和6年7月1日(月)から令和6年9月5日(木)まで

3 応募資格

- (1) 令和7年4月1日現在、海上自衛隊は18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊は18歳以上24歳未満の者で日本国籍を有する者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 第1次試験（学科試験・適性検査）
令和6年9月16日（月）（予定）
- (2) 第2次試験（口述試験・身体検査・適性検査）
令和6年10月12日（土）～令和6年10月17日（木）（予定）
- (3) 第3次試験（身体検査・適性検査）
 - ア 海上要員
令和6年11月15日（金）～令和6年12月11日（水）（予定）
 - イ 航空要員
令和6年11月9日（土）～令和6年12月12日（木）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所

福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区名島3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第429号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人輝栄会 福岡輝栄会病院	福岡市東区千早4-14-40	令和6年6月18日から 令和9年6月17日まで

福岡県告示第430号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定に基づき、令和6年4月1日付けで鳥獣捕獲等事業者から名称の変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のように公示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

旧名称	新名称	住所	代表者の氏名
ALSOK福岡株式会社	ALSOK九州株式会社	福岡市博多区博多駅東二丁目5-19	境田 芳幸

福岡県告示第431号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字山口2925、3009の1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。大字山口2925・3009の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第432号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字原8の2、13、14、12・18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字原12、18、8の2・13・14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第433号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市秋月野鳥字館ノ裏448の26、448の110、448の27・448の28（以上2筆につい

て次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字館ノ裏448の27・448の28・448の110（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第434号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木古賀字黒石989、990の1、990の4、997の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒石989・990の1・990の4・997の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第435号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木松末字小汐152の1、152の2、153の1、234の1、234の6

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小汐152の1・152の2・234の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第436号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字滝ノ口509・510・511の1・523の2・679の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字萩ノ尾ヨリ瀧迄524の30（次の図に示す部分に限る。）、字日浦533の2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第437号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市山田字田ノ口1501の1、1503、1504、1488の8（次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田ノ口1488の8、1501の1・1503（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第438号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱2の6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵^{かん}養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡桂川町大字土師字コノマ1117番4の一部及び1117番23並びに字三十六1212番33

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市小正45番地1

社会福祉法人明見会

理事長 細川 義朋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目20番12及び20番113から20番131まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区諸岡一丁目2番6号

九州ホームズ株式会社

代表取締役 兼安 勝介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市下白水南三丁目51番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市下大利二丁目7番3号

高原 アキ子

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第244回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和6年7月26日 13時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-55

博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間A

3 予定議案

(1) 福岡広域都市計画区域区分の変更について

(2) 福岡広域都市計画道路の変更について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年6月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ミスターマックス小郡西福童店

(2) 所在地 小郡市福童字町266番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	代表取締役 平野能章	福岡市東区松田一丁目5番7号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	代表取締役 平野能章	福岡市東区松田一丁目5番7号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年2月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,650平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側・北側	404

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	44
建物南西側	40
合計	84

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	160
建物南東側	50
建物北西側	120
合計	330

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南東側	13.54
建物東側	48.96
合計	62.50

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	午前9時00分	午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	敷地北側、西側、南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設②	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設③	午後10時00分～午前8時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市波多江字馬渡296番1及び296番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅南一丁目8番12号
株式会社n i s s a
代表取締役 藤木 博文

公安委員会

福岡県公安委員会告示第163号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

令和6年7月12日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

審査基準は、令和6年4月26日から同年5月25日までの間、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課において、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による意見公募手続を実施して定めた犯罪被害給付制度事務処理要領と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の設定の日

令和6年7月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。